

報道機関各位

1999年4月7日

緊急のコメント

日本向けの象牙の競売・輸入開始について

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル7階
T/F: 03(3595)1171 E-mail : jwcs@blue.ocn.ne.jp
野生生物保全論研究会 (JWCS)
事務局長 坂元雅行

既に報じられているとおり、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエに生息するアフリカゾウの象牙が日本に輸入されることになっており、そのための競売が各現地で、まもなく開始される(ナミビア4月9日、ジンバブエ13日、ボツワナ17日、日本到着は今月末頃の予定)。しかし、この象牙取引再開・競売には重大な問題点があると考えるので以下のとおりコメントする。

輸入される象牙は、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエ政府に登録された在庫象牙で、それぞれ25.3t、13.8t、20t (合計59.1t)以内、それぞれ一回だけの輸出行為による取引とされている。これらの国のアフリカゾウは1997年6月のワシントン条約締約国会議で、国際取引禁止リスト(付属書)から格下げされ、今回の象牙取引は1999年2月の同条約常設委員会で許容されていた。

< コメントの要点 >

象牙取引再開とそのための象牙競売は、「密猟や密輸をあおる」メッセージ。

象牙に対する日本人の潜在的需要を刺激し、密輸を呼び込む危険が高まる。

日本の市場から違法な象牙製品(印鑑など)を締め出すことは不可能。

結果的に、ゾウの絶滅の危機は高まる。

< コメントの内容 >

象牙取引再開とそのための象牙競売は、「密猟や密輸をあおる」メッセージ。

1970年代後半からの象牙目的の密猟はゾウにとって大きな悲劇だった。密猟者が組織化されるとともに、密猟に自動小銃が使われるなど武器が近代化されたことで、群を一網打尽にするような大量殺戮が起ったのである。折しも、1970年代から1980年代にかけて、日本では象牙ブームが起きており、日本の大規模な象牙需要とアフリカでの大量殺戮(供給)能力が結びついた結果、アフリカゾウは急激に数を減らしてしまった。

ジャパン・マネーによって商品の末端価格が高額になる国際取引市場は大きな魅力を持っている。コンゴ紛争は泥沼化し、今回の輸出国であるジンバブエなどでも、コンゴへの軍事干渉の失敗等により深刻なインフレが起き、食品やオイルやの価格はほとんど2倍になり、国内最大の労働組合によるストライキの実行が報じられている。こうしたアフリカゾウ生息国の状況につけ込んで違法業者による密猟・密輸がはびこるであろう。このような予測が成り立つことは、1970年代のアフリカ内戦の時代に起こったことを初め、これまでの歴史が雄弁に物語っている。

象牙に対する日本人の潜在的需要を刺激し、密輸を呼び込む危険が高まる。

日本では、1980年頃、年間200万個の象牙印鑑が製造されていたという報告がある。そのため、1980年代(1980年~1988年)年平均270トンを入力していたのである。1984年にはアフリカ大陸全体からの輸出量の約8割に相当する量の象牙を入力していた。その結果、アフリカゾウの数は、1980年代の10年間に、134万頭から62万5000頭にまで半減してしまったのである。

このような実績のある日本であるから、今回の取引再開によって、印鑑を中心とした象牙需要に火がつくようなことがあれば、今回輸入される59.1tでは事足りるわけもなく、アフリカゾウ、さらに、アフリカゾウよりもより高品質な印鑑を産み出すアジアゾウの違法取引が助長されることは避けられないであろう。(別紙グラフ参照)

現に、最近の2年間(1997年、1998年)でも、税関において象牙の密輸が摘発されている。例えば、日本人によってホール・タスク(未加工象牙)を密輸しようとして、関税法違反で摘発されたケースが1997年、1998年にそれぞれ1件ある。この事実は、違法に輸入した原材料を使おうとする製造業者が日本に存在する可能性を示唆している。こうした例は、ほんの氷山の一角であろうが、違法取引の深刻な実態を推測させるに十分である。

日本の市場から違法な象牙製品(印鑑など)を締め出すことは不可能。

密輸が行われ、違法に得られた象牙から製造された製品が市場に紛れ込んだ場合は、それを合法的な象牙から作られたものから見分けるための仕組みが必要である。そのためには、次の2点のメカニズムが備えられている必要がある。すなわち、

- ・業者に対し、個々の印鑑等象牙製品を政府に登録させるか、あるいは自らが記録している在庫と実際に店頭にある製品の同一性を識別させ(何等かの表示が必要であろう)それを定期的に当局に報告する義務を負わせること
- ・製品から象牙材料までの取引経過に関する情報を逐次、管理しやすい形で当局に集め

られるようになっていること

日本政府は、「種の保存法」に基づき、1999年3月から改訂した国内取引管理制度を施行している。しかし、そこでは、製造業者に加えて象牙印鑑(印材)の卸売業者、小売業者に対し、通産省・環境庁に業の届け出をさせ、取引経過を取引台帳に記載し保管する義務を負わせたに過ぎない。

これでは、台帳に記録された在庫と、店頭に残存する製品との同一性を確認することはできない。

また、取引経過は製造業者、卸売業者、小売業者の取引台帳を全てつきあわせる作業をしないと、象牙の流れは判明しない。業者の方から逐時の取引経過の報告がないため、取引経過をたどるためには当局が取引台帳の生データをつきあわせる作業を行っていかざるを得ない。ところが、これは現実的には不可能である。日本政府は製造業者から小売業者まで一貫して取引経過をたどるためのデータベースを備えていないし、そもそも、象牙印鑑を扱う小売業者は全国で50,000にも及ぶと言われており、データの入力作業を行うこと自体現実的ではない。結局、日本の制度では、違法な象牙製品を合法的なものとして識別し、国内市場から締め出すことは不可能である。

ゾウの絶滅の危機は高まる

以上述べたところから明らかなように、アフリカゾウ、そしてそれよりさらに高価値の象牙を持つアジアゾウの絶滅の危機はますます高まるであろう。アフリカゾウはその生息地の自然生態系を支える「鍵」となる種であるがゆえに、ゾウの保護はその分布する全ての地域の自然環境の保全に重大な影響を与える。また、分布国の密猟・密輸に伴う汚職、その他社会の荒廃を再発させるおそれも多い。

象牙取引によって得られた利益が、ゾウと隣り合って生きる、末端のアフリカの人々の手に常に届くことなど現実にはほとんどあり得ない。南部アフリカ3国は、象牙取引の利益をゾウの保護費用に充てるともいうが、既に述べたように、ジンバブエでは経済破綻が生じており、象牙取引の利益が保護に向けられる保証などないというべきである。また、そもそも彼らの言う「保護」というのは、野生動物であるゾウを、家畜のごとく、増やして間引きし、新たな象牙資源として活用するための活動に過ぎない。本来の「自然保護」ではないのである。

以上

野生生物保全論研究会

Japan Wildlife Conservation Society (JWCS)

1989年に設立され、自然科学、社会科学の専門家、市民によって運営されるNGOである。野生生物保全のフィロソフィーと実践的理論を研究し、それに基づいたアクションを行う。国内の野生生物の問題にも取り組む一方、国際的にはワシントン条約に関連する活動が主である。アジアのNGOのネットワーク「アジア野生生物保護連合」の事務局団体。

会長 小原秀雄(女子栄養大学名誉教授)

幹事長 本谷勲(東京農工大学名誉教授)

事務局長 坂元雅行(弁護士)